

緑丸

百合若

はなぢやん

# 祝 聖籠中学校卒業

114人の新たな門出をお祝い申し上げます。

未来へはばだけ！卒業生！

祝 第23回卒業証書授与式

聖籠町立聖籠中学校



PUBLIC INFORMATION

# 聖籠町

広報せいろう  
2024

# 4

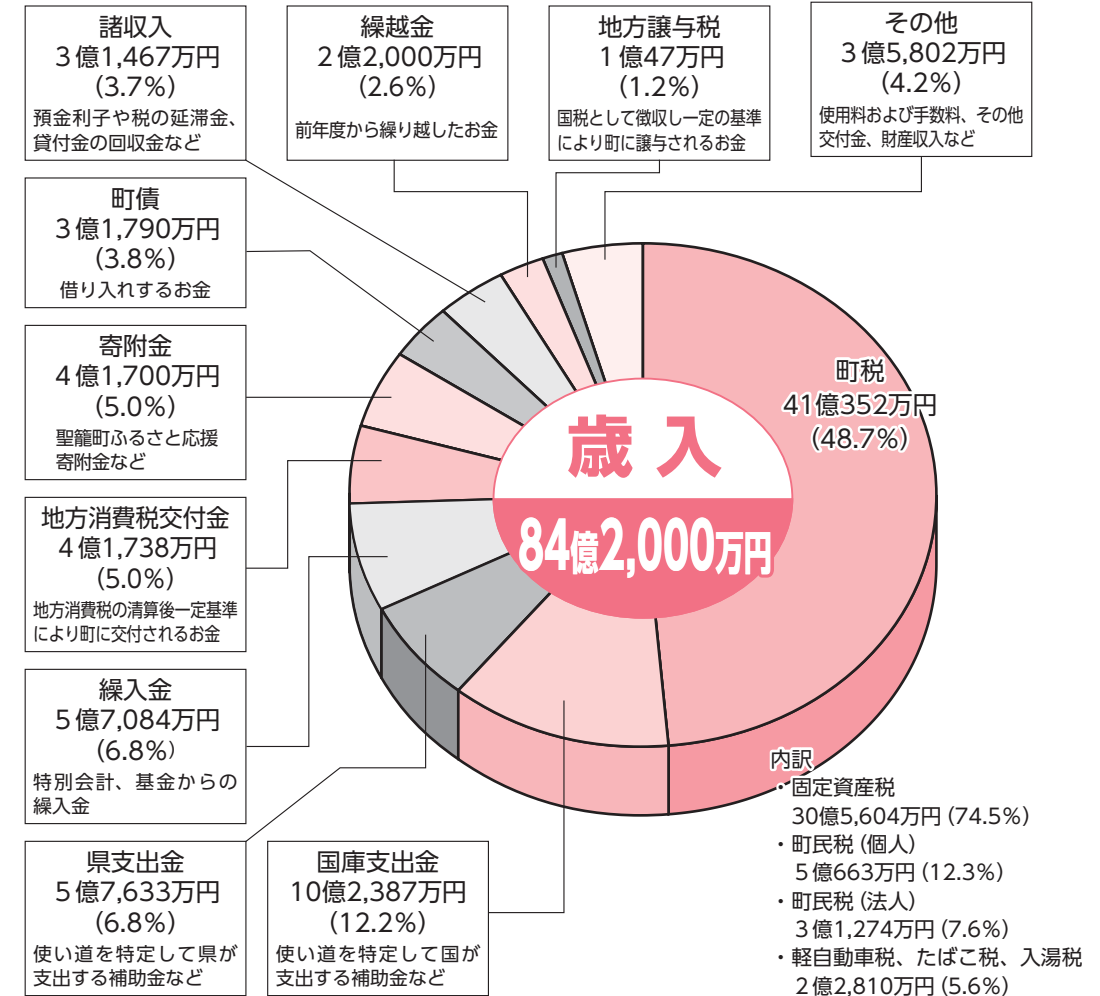
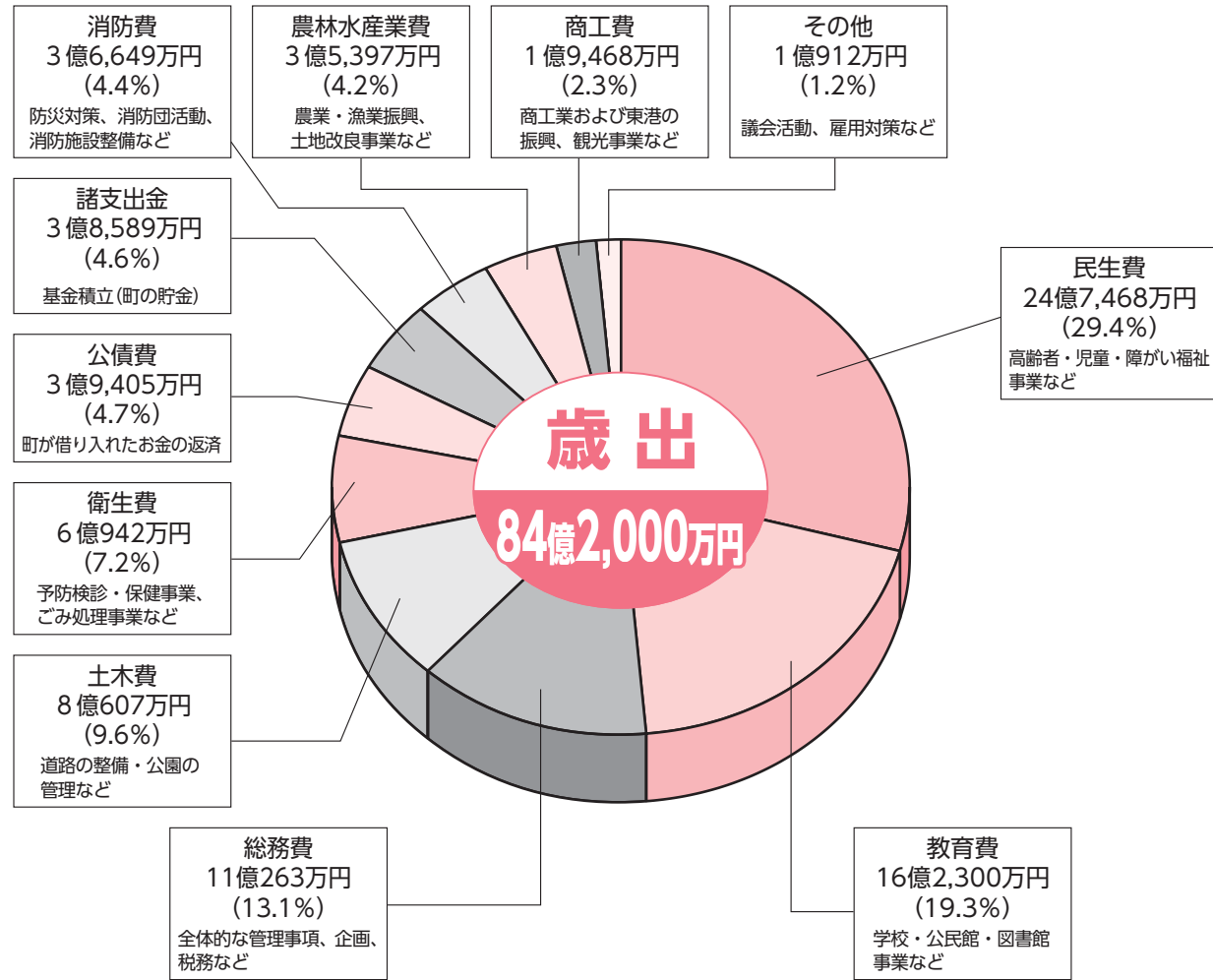
April No.573

未来に向かってまっすぐに  
3月5日(火)、聖籠中学校で卒業式  
が行われました。  
卒業生の皆さんが力強く自分の道  
を切り開き、ますます輝いていくこと  
を心からお祈りします。

令和6年2月末現在の ●人口 13,749人(前月比-15人) 男6,857人(-16人) ●外国人人口278人(前月比+6人) 男160人(+4人) 女118人(+2人)  
人口の動き (外国籍除く) (前年比-64人) 女6,892人(+1人) ●世帯数5,023世帯(外国人のみの世帯含む)

# 令和6年度 一般会計予算は 84億

# 2,000万円 住みよいまちづくりに 向けスタートします



令和6年度の予算が3月定例議会にて審議され、一般会計予算は84億2,000万円、また特別会計予算は6会計合計43億2,500万円が議決されました。住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのように使われるのかその概要をご紹介します。

## 令和6年度基金および町債の状況

### 基金の状況(一般会計)

名称	(単位: 万円)			
	令和5年度末 残高見込額	令和6年度増減見込額 積立見込額	令和6年度増減見込額 取崩見込額	令和6年度末 残高見込額
財政調整基金	58,220	105	10,000	48,325
減債基金	8,504	18	0	8,522
災害救助基金	12,694	0	0	12,694
土地開発基金	6,437	14	0	6,451
道路整備基金	397	100	0	497
教育振興基金	321	1	0	322
公共施設整備基金	3,526	100	0	3,626
公共施設維持基金	11,263	0	10,000	1,263
地域福祉基金	3,686	8	0	3,694
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	2,055	1,200	1,380	1,875
町営住宅及び共同施設維持基金	29,280	461	0	29,741
ふるさと応援基金	34,566	35,001	34,564	35,003
国営加治川用水地区土地改良事業基金	15,813	1,580	0	17,393
感染症対策基金	150	0	0	150
企業立地促進基金	0	0	0	0
国民健康保険高額医療費貸付基金	200	0	0	200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	50	0	0	50
合計	187,162	38,588	55,944	169,806

### 町債の状況

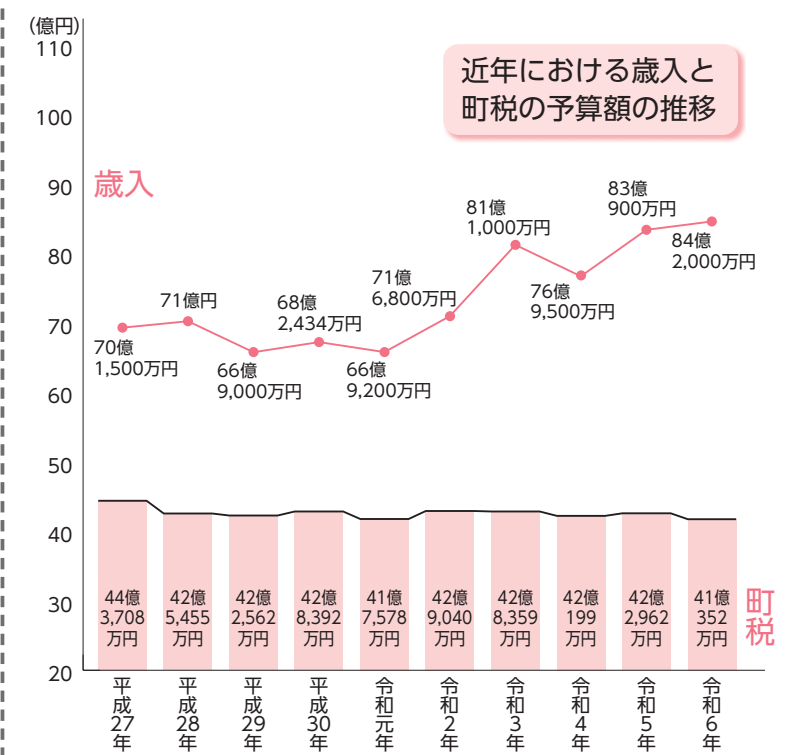
名称	(単位: 万円)			
	令和5年度末 残高見込額	令和6年度増減見込額 起債見込額	令和6年度増減見込額 元金償還見込額	令和6年度末 残高見込額
一般会計	248,924	31,790	38,167	242,547

○基金  
町の貯金にあたる基金については、総額で令和5年度末から1億7,356万円の減額となる16億9,806万円を見込んでいます。

○町債  
町の借金にあたる町債については、新たに3億1,790万円を借り入れますが、3億8,167万円を返済するため、残高は、令和5年度末から6,377万円減額となる24億2,547万円となる見込です。

会計名	予算額
国民健康保険	12億1,774万円
事業勘定	12億1,774万円
施設勘定	1億244万円
介護保険	12億1,973万円
後期高齢者医療	1億3,014万円
県営開拓パイロット事業	994万円
下水道事業	6億8,865万円
収益的支出	6億8,865万円
資本的支出	5億2,753万円
水道事業	3億5,895万円
収益的支出	3億5,895万円
資本的支出	6,988万円

### 令和6年度特別会計予算は計43億2,500万円



# 「未来へ」 守り、幸福度を高める～

令和6年度予算は、総合計画、経営戦略推進プランに基づく3つの投資(子どもへの投資、福祉への投資、未来への投資)、中でも優先すべき施策を見極めながら編成を行いました。

また、国立社会保障・人口問題研究所が将来の人口推計を公表し、少子高齢化がさらに厳しさを増す状況が明確になりました。国の大きな課題とはいえ、本町としても将来を見据えた政策が求められています。まずは、この現実を受け入れ、将来どのようなまちづくりを目指すのか。多くの町民が生きがいを持って今を生きる施策が必要と考えており、この具現化についても関連事業を精査し編成に努めました。

令和6年度の主な事業(新規・拡充など)について紹介します。

## 子どもへの投資

### 新規 保育料 0・1・2歳児半額に 2347万円

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0・1・2歳児の保育料を現行の料金から半額にします。

### 新規 保育園建設整備を支援 1億1643万円

※うち国県補助6759万円  
待機児童対策や、子育てしやすい環境を整えるため、0・2歳児の受入を行う保育園建設にかかる支援を行います。

また、町の要望に応じ、0・5歳児までの日曜保育にかかる建設費の一部や兄弟姉妹で保育園とせいらう幼稚園に通園される方への支援として朝のバス運行を行うための外構工事費の一部について支援を行います。

### 新規 水泳技能向上へ 小学校で試行的委託 1704万円

天候不順や猛暑により学校での水泳授業を実施することが難しい状況が見られることから、子どもたちの水泳技能の安定的な向上を目指し、令和6年度から小学校の水泳授業を試行的にスイミングスクールに委託することで、子どもたちにとってよりよい水泳授業環境を整備します。

### 拡充 放課後子ども教室 通年で提供・塾講師が 支援 944万円

※うち国県補助207万円  
放課後の子どもたちの学習や、様々な体験活動の機会と居場所になっている放課後子ども教室を通年で提供します。  
また、新たに塾講師による学習支援を月2回行います。

### 新規 学校・保護者間の 連絡に情報配信 システムを導入 53万円

学校や教育委員会から保護者への情報発信と、保護者が学校や部活動などの欠席連絡をできる情報配信システムを導入し、教育環境の充実を図ります。

### 新規 登下校の安全対策 警察OBを配置 71万円

※うち国県補助25万円  
小中学校の登下校の安全確保や不審者などへの対応を図るため、スクールガードリーダーを配置し、先生、児童・生徒に対して危機対応に関する指導・助言を行うことで、安全対策を強化します。



### 新規 産婦健診 2回まで無料に 153万円

※うち国県補助75万円  
県内の医療機関と連携

し、出産後間もない時期に行う標準的な産婦健康診査について、一人につき2回まで無料で受診できるように町が支援します。なお、里帰りなどで県外の医療機関で受診した場合も5千円を上限に助成します。

### 新規 1か月健診 上限4千円を支援 48万円

※うち国県補助20万円  
近隣の医療機関と連携し、生後1か月の健康診査にかかる費用について、4千円を上限として町が支援します。

また、その他の医療機関で受診した場合は、一旦支払いする必要はありませんが、その後、提携医療機関と同様に上限4千円の支援が受けられます。

### 拡充 産後ケア・育児 サポート 通所型を追加 36万円

※うち国県補助18万円  
産後も安心して子育てが

# 「子どもへ」「福祉へ」 ～いのち・こころ・財産を

できるよう、医療機関や助産師と連携し、心身のケアや育児サポートを行います。これまでの宿泊型、訪問型に加え、令和6年度から新たに通所型を実施メニューに加え、利用者のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

### 拡充 学習習慣定着へ 学古堂全学年に拡充 42万円

※うち国県補助27万円



中学生の学習習慣定着のため、新潟大学や学習塾と連携して、学習に集中できる環境と分らないことを気軽に質問できる学古堂の開設を継続します。

通年実施の学古堂の対象者を従来の3年生から、全学年に拡充します。

### 拡充 子育て応援パスポートの 対象者を拡充 4万円

企業の皆さまのご協力により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施している子育て応援パスポートについて、令和6年10月から対象者を高校3年生以下の子どもを養育する保護者へ拡充します。

### 継続 給食費値上げ分を支援 1198万円

令和5年4月から値上げされた幼小中の給食費について、物価高騰による値上げ分を町が負担することで保護者の負担軽減を図ります。



### 継続 私立園における 給食費負担の軽減 252万円

私立認定こども園へ通う園児(3・5歳児)の給食費に対して、町立幼稚園給食費との差額の一部を補助します。

### 継続 第3子以降の 給食費を全額支援 518万円

3歳児(私立認定こども園へ通う世帯を含む)から中学生までの第3子以降を養育する保護者に対して給食費の全額を支援します。

### 継続 私立園への支援 1760万円

私立園運営の安定化を図る上で、保護者への負担を求めることなく、充実した乳幼児の保育・教育環境を維持するため、財政支援を行います。

### 継続 児童生徒の登下校支援 1607万円

児童生徒の登下校に対する安全確保を目的に、遠距離から通う小学生の登下校と中学校の冬期間バスの運行を継続します。

### 継続 教育活動のサポート 体制を充実 800万円

※うち国県補助162万円  
先生と子どもの触れ合う

### 継続 一時預かり保育 551万円

※うち国県補助366万円  
保護者の病気や冠婚葬祭など、自宅での保育が困難な場合やリフレッシュのための一時預かり保育事業を継続します。

### 継続 介助員を適正配置 7823万円

幼稚園・小中学校の特別支援教育のさらなる充実を図るため、介助員の適正な配置に努めます。

### 継続 未来への投資 2957万円

タブレット端末を活用した次世代教育の着実な推進とともに、自主学习を推進するためのAIドリル導入と保護者負担の軽減を継続します。

### 新規 蓮野小学校 屋上防水・外壁改修 1億7872万円

※うち国県補助3333万円  
学校施設の長寿命化を図り、安全に学校運営ができるよう、蓮野小学校の屋上防水および外壁改修工事を行います。

# 「子どもへ」「福祉へ」「未来へ」 ～いのち・こころ・財産を守り、幸福度を高める～

**新規**  
幼・中の防犯強化  
防カメ・電気錠設置  
348万円

※うち国県補助174万円  
安全で安心な教育、保育環境を整備するため、昨年の小学校に続いて、幼稚園と中学校に防犯カメラと電気錠を設置します。

**新規**  
消雪パイプ設置  
557.5万円

※うち国県補助355.7万円  
次第浜小谷内1号線などの消雪井戸設置工事を実施します。

**新規**  
蓮野児童クラブ  
消雪パイプ設置  
129万円

降雪時の利用者の安全と利便性を図るため、蓮野児童クラブに消雪パイプ井戸設置工事を行います。

**新規**  
町民会館  
体育館外壁パネル修繕  
750万円

経年により外壁パネルの落

下の恐れがある、町民会館体育館の外壁の修繕工事を行います。

**新規**  
マンホールポンプ  
取替工事  
「下水道事業会計」  
283.5万円

マンホールポンプ2か所（網代浜地内）の取替工事を行います。

**新規**  
役場庁舎の照明を  
LED化  
92万円

温室効果ガスの排出抑制および高騰する電気料金の削減によるコストの軽減を図るため、役場庁舎に省エネルギーかつ長寿命のLED照明をリース方式により導入します。

**新規**  
防災士資格取得  
費用を助成  
58万円

※うち国県補助28万円  
地域防災力向上のため、各集落自主防災組織で防災士資格を取得された方に、受講費用の全額助成を行います。

**新規**  
脳ドック費用の  
一部を助成（国保事業）  
75万円

自覚症状の出にくい脳の病気（脳血管疾患・認知症など）の早期発見と早期治療を目的として脳ドック助成事業を実施し、健康寿命の延伸や暮らしの充実を図ります。

助成額：ドックの費用（消費税など除く）の10分の7に相当する金額（千円未満切捨）

**拡充**  
補聴器購入助成  
対象・助成額を拡充  
100万円

※うち国県補助6万円  
補聴器購入の助成対象者を18歳以上で両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方に拡大します。

また、助成額（購入費用の2分の1を上限）を課税世帯は4万円、非課税世帯は8万円に拡充します。

**新規**  
災害に備え  
マンホールトイレ購入  
50万円

発災時における避難所でのトイレ問題解消のため、マンホールトイレの備蓄を行います。

**新規**  
山倉小学校区で  
総合防災訓練を実施  
39万円

洪水想定のもと町民会館への避難訓練をはじめ、災害時活躍する車両や機材の展示や体験、災害非常食の試食などを通して、防災意識の高揚を図ります。

同訓練は各小学校区単位で実施する計画で、令和6年度は山倉小学校区で実施します。



者の社会参加を促進します。

## その他の事業

**新規**  
町ホームページを  
全面的に見直し  
140.8万円

※うち国県補助70.4万円  
情報の分類やデザインの見直しに加え、必要な情報を探しやすいようにAI機能を導入し、誰にでも優しかりやすいホームページに改修します。

**新規**  
移動図書館車を更新  
52.1万円

町内小学校を巡回している移動図書館車が老朽化したため、新たな車両を購入します。

**新規**  
町立図書館開館  
10周年記念公演会  
12.9万円

開館10周年に際し、より図書館に親しむを持ってもらえるよう図書にちなんだ著名人による記念公演会を開催します。

**継続**  
寺島網代浜線などを  
道路改良  
881.0万円

※うち国県補助180.0万円  
寺島網代浜線（諏訪山地内）などの道路改良工事を行います。

**継続**  
寺島網代浜線などを  
道路舗装  
324.4万円

※うち国県補助67.1万円  
寺島網代浜線（諏訪山地内）などの道路舗装工事を行います。

**継続**  
藤寄地内の配水管を  
耐震管に水道事業会計  
412.1万円

老朽化した配水管を地震に強い耐震管に入れ替えます。

**継続**  
暮らし応援事業  
500.0万円

物価高騰対応も含めた地元経済支援と人口増加策としての移住・子育て支援など総合的な施策として、住宅取得、リフォーム、空き家の活用な

どをされる方に支援を行います。

## 福祉への投資

**新規**  
長寿応援給付金を新設  
212.1万円

既存施策（長寿祝金、高齢者応援手当、敬老会）の見直しによる新たな施策として、長寿を祝い、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう支援することを目的とする、長寿応援給付金を新設します。

70歳以上の方を対象に、年齢区分に応じて50000円（70歳）～2万40000円（95歳以上）の給付金を支給します。

**見直し**  
高齢者応援手当  
見直しに伴う経過措置  
200万円

令和5年度時点での高齢者応援手当の受給対象者で、長寿応援給付金の対象外となる70歳未満の方を対象に、経過措置として27000円を支給します。



**新規**  
アルビ施設整備  
企業からの寄附で支援  
将来町民の拠点に  
603.0万円

※うち寄付金603.0万円



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受け、新潟県の特別融資を受けた中小企業などを対象に、融資に対する利子の一部を補給します。

**継続**  
県営基盤整備事業  
416.3万円

基盤整備事業により、農地の区画整理や農道、用排水路の整備を実施します。

●令和6年度実施地区  
【調査】 大夫興野藤寄、大夫諏訪山  
【工事】 蓮濁、三賀用水、蓮野逆川第1、北江、中曽根

# 3月議会 施政方針と主な提案をお知らせします

## 新年度予算を編成

少子高齢化がさらに厳しさを増す状況が明確になり、国の大きな課題とは言え、本町としても将来を見据えた政策が求められます。

まずはこの現実を受け入れ、将来どのようなまちづくりを目指すのか、また、同時に子どもを生き育てたいと思う方への希望に沿う支援や高齢者、障がいを持つ方も含めた町民の方々が生きがいを持って、いきいきと今を生きる施策も必要であり、この調和を取りながら年度・年度の予算編成を行う必要があると考えます。令和6年度予算においてもこの具現化のための編成に努めたものです。

※2～7ページも併せてご覧ください。

## 第3期総合戦略の策定

国は、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中で、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すものとして、令和4年度に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方においても、これを勘案し総合戦略を改定するよう求めています。

これを受け本町においても、デジタル化に対応した地域ビジョンを再構築するとともに、その実現に向けて必要となる施策について、外部有識者を交えて、検討を進めたいと考えております。

## 保育園建設の状況

保育園の建設についてであります。現在、民間事業者により令和7年4月の開園を目途に作業を進めているところであります。

町からの要望なども考慮した形で建設が進められておりますので、町としましては、要望に応じた分を経費の一部につきまして補助していきたいと考えております。また、令和7年4月からの園運営においても、町との協力連携のもと、町からの要望である0歳児から5歳児までの日曜保育やせいろ幼稚園までの朝のバス運行に加え、私立認定こども園と同様に、本町が進める乳幼児の充実した保育・教育が図られるよう調整しているところであります。

## 新たな高齢者施策の実施

本町は県内で最も高齢化率が低く、全国平均よりも低い状況となっております。しかしながら、本町においても年々高齢化率は上昇しており、高齢化の進展は避けられない状況であります。

高齢者の誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、また、制度の持続可能性も考慮し、長寿祝金、高齢者応援手当の整理統合を行い新たな給付金事業として「長寿応援給付金」を実施することとしました。

この事業は、高齢者の方々が生きがいを持って、いきいきと暮らせる一助になればと考え、70歳以上を対象に実施する事業となります。

※10～11ページも併せてご覧ください。

## 3月議会に提案した主な内容

### ●同意

名 称	概 要
聖籠町副町長の選任につき同意を求めるについて	令和6年3月31日をもって任期満了となる副町長、高松光志氏を引き続き副町長に選任したく、議会の同意を求めるもの
聖籠町教育長の任命につき同意を求めるについて	令和6年4月1日をもって任期満了となる教育長、近藤朗氏を引き続き教育長に任命したく、議会の同意を求めるもの

### ●主な補正予算

名 称	補正予算計上額	概 要
戸籍電算システム改修業務委託料	292万円	戸籍への振り仮名記載のためのシステム改修費
消雪パイプ設備工事	2617万円	山諏訪山木の株線外1路線消雪パイプ設置工事の実施による増額

# 「聖籠町ゼロカーボンシティ宣言」

## を行いました

3月6日（水）に行われた、令和6年第1回聖籠町議会定例会の施政方針演説の中で、西脇町長から、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「聖籠町ゼロカーボンシティ宣言」があり、今後、町としても脱炭素化社会の実現のため、様々な取り組みを推進していくこととしました。

県内自治体でのゼロカーボンシティ宣言は16番目となります。

町ではこれまで地球温暖化防止実行計画となるエコオフィス

チャレンジプランにより、二酸化炭素排出削減に努めてきました。令和4年度では聖籠町役場として2013.2tの二酸化炭素を排出しており、基準年である2013年（平成25年）の排出量から約20%の削減となっていますが、国が目標としている2030年（令和12年）までに基準年比46%の削減、ひいては2050年のカーボンニュートラルに向け取り組みを進めていきます。

今年度は、役場庁舎照明のLED化を行い、翌年以降も対象

E D化を行い、翌年以降も対象

### 聖籠町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化の影響とみられる気候変動により、世界各地で猛暑や台風などの異常気象が多発し、日本でも各地において集中豪雨や台風等による自然災害が頻発するなど、自然環境や生態系への影響等が懸念されており、温暖化対策は喫緊の課題となっています。

2015年に採択されたパリ協定では、「平均気温の上昇を産業革命前に比べ2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をする」ことが世界共有の目標とされています。

わが国では、2020年10月に内閣総理大臣所信表明において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、新潟県においても国の方針と同様、2050年までの「温室効果ガス排出量実質ゼロの社会（脱炭素社会）」の実現を掲げています。

こうした状況を踏まえ、本町においても、脱炭素社会に向けて温室効果ガスの排出量削減を推進し、豊かな自然環境を守り、将来の世代が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、町民や事業者の皆さんと共に2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言します。

令和6年3月6日

聖籠町長 西脇道夫

施設を拡大しCO<sub>2</sub>排出削減を図っていきます。

各家庭においても、これまで実施している「ごみの分別・リサイクル」、「無駄な電気は使わない」、「マイカー使用の抑制」など、できることから少しずつ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めていきましょう。

### 聖籠町環境基本計画 策定に関する答申

町では、令和6年度から10年間を期間とする「環境基本計画」（以下、計画）の策定に向けて、7回にわたり計画策定委員会（委員長・本田昭治新潟大理学部教授）を開催し、計画に盛り込む環境保全についての目標および施策の方針その他必要な事項について、検討、審議を進めてまいりました。

2月22日（木）に開催された第7回計画策定委員会にて、本田委員長が西脇町長に計画についての答申を行いました。答申では、国内外でも脱炭素へ向け

た動きが高まっており、聖籠町においても環境にやさしい脱炭素の町を目指すことが必要であることから、「地球環境」を独自項目として施策方針としたことなどが述べられています。

今後は、計画で定める町の望ましい環境像「みんなでつなごう自然豊かできれいな聖籠町を未来へ」を実現するため、ゼロカーボンをはじめとする環境分野における施策の実現に向け、町民の皆さまとともに推進してまいります。



役場生活環境課  
環境推進係（内線283）

### ご利用ください

#### 役場休日・夜間窓口

マイナンバーカードの受け取り、申請や住民票の交付など通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。

受付できる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

#### 役場1階 町民課

4月の休日役場窓口

4月13日（土）

午前9時～正午まで

4月の夜間窓口

4月24日（水）

午後8時まで

役場町民課 町民サービス係

（内線111）

#### 町診療所からお知らせ

4月の休診日

4月5日（金） 1日

15日（月） 1日

ご理解のほど、よろしくお願ひします。

#### 聖籠町国民健康保険診療所

27-1234

# 高齢福祉施策の見直しについて

町では、昨年9月の広報お知らせ号でお知らせしたとおり、敬老事業に関するアンケート結果などから、飲食をともなう敬老会を令和6年度以降開催しないこととし、その見直しとともに高齢福祉施策の見直しを行うこととしていました。令和6年度からの見直し内容についてお知らせします。

## (1)見直しを行った事業

### ①敬老会 → **開催しません**

飲食をともなう敬老会は開催しないこととしました。記念品や名簿の配布などは継続して実施します。また、表彰などを行う式典の実施については、老人クラブの皆さんなどからご意見を伺いながら検討を行います。

### ②長寿祝金および高齢者応援手当 → **長寿応援給付金として整理統合しました**

90歳以上の方を対象として現金給付を行っていた長寿祝金と65歳以上の方を対象とし、介護保険料の滞納がないことを条件として現金給付を行っていた高齢者応援手当について、70歳以上の方を対象とする長寿応援給付金として整理統合を行いました。(高齢者応援手当については、経過措置を実施します。)

## (2)見直し内容

上記の(1)②の見直しによって対象者や給付内容は以下のように変わります。

長寿祝金	高齢者応援手当
<b>【対象者】</b> 町に引続き6か月以上住所を有し、9月1日時点で90歳以上の方。 ただし、介護保険施設などに入所している方を除く。	<b>【対象者】</b> 4月1日時点で町内に住所を有する方または住所地特例により他市町村の介護保険施設などに入所している方で11月30日時点で65歳以上の方で、かつ、介護保険料を完納していること。 ただし、住所地特例により町内の介護保険施設などに入所している方を除く。
<b>【支給額】</b> 90～94歳 1万円、95歳以上 2万円	<b>【支給額】</b> 介護保険料の段階区分(第1段階～第9段階)に応じて予算の範囲内で定める額を支給 令和5年度の支給額は、第1段階の方で1000円、第9段階の方で4600円を支給



令和6年度から整理統合



## 長寿応援給付金

**【対象者】**4月1日時点で町内に住所を有する方または住所地特例により他市町村の介護保険施設などに入所している方で9月1日時点で70歳以上の方。ただし、住所地特例により町内の介護保険施設などに入所している方を除く。

**【支給額】**70～74歳 5000円、75～79歳 6000円、80～84歳 7000円、  
85～89歳 8000円、90～94歳 1万2000円、95歳以上 2万4000円

### (3) 年齢段階ごとの支給額について

(2)の見直しにより令和6年度の年齢段階ごとの支給額は以下のように変わります。  
(なお、年齢は9月1日時点の年齢です。)

#### ①65～69歳の方(ただし、令和5年度高齢者応援手当受給対象者に限る)

新しい給付金が70歳以上を対象とすることから、令和5年度に高齢者応援手当の受給資格があった方については、経過措置として、令和5年度高齢者応援手当の平均支給額である**2700円(年額)**を支給します。

#### ②70歳以上の方

○令和5年度

年齢段階	支給額(年額)
70～89歳	高齢者応援手当を介護保険料段階区分に応じて1000円～4600円支給
90～94歳	平均で1万2141円支給 ・長寿祝金 1万円 ・高齢者応援手当2141円 (90～94歳の平均支給額)
95歳以上	平均で2万1796円支給 ・長寿祝金 2万円 ・高齢者応援手当1796円 (95歳以上の平均支給額)



○令和6年度

年齢段階	支給額(年額)
70～74歳	5000円
75～79歳	6000円
80～84歳	7000円
85～89歳	8000円
90～94歳	1万2000円
95歳以上	2万4000円

### (4) 申請案内・支給時期

8月中旬に長寿応援給付金の支給対象者に申請書を送付しますので、申請書を長寿支援課に提出してください。  
給付金は、申請書記載の口座へ9月末に振込予定としています。



長寿応援給付金は、高齢者の長寿を祝い、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう支援することを目的として実施します。新潟県が公表している令和5年度の高齢者の現況では、本町は県内で最も高齢化率が低く、全国平均よりも低い状況となっています。

しかしながら、本町においても年々高齢化率は上昇しており、高齢化の進展は避けられない状況となっています。今後も持続可能な高齢福祉施策となるよう、検討を継続していきます。

お問い合わせ 長寿支援課(町保健福祉センター内) 高齢福祉係 ☎20-7433



# 聖籠町を花や緑にかこまれた みんなのキレイなまちにしませんか！

道路、公園・緑地などの環境美化に取り組む団体を募集しています！

## 聖籠町さわやかクリーンサポート事業

町民や事業所と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みであり、38団体が登録しています(令和6年2月末現在)。

道路、公園・緑地などの公共施設を管理していただくボランティア団体を育成し、持続可能な開発目標(SDGs)に向け、環境美化の推進を図るものです。

継続的な緑化活動や道路の清掃活動は、SDGsの指標「11: 住み続けられるまちづくりを」に貢献することにもなりますので、ぜひ、さわやかクリーンサポート事業に取り組んでみませんか？



## 事業の概要

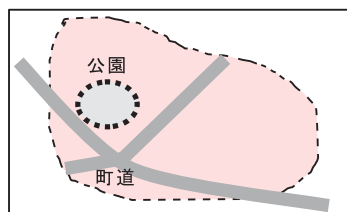
活動団体としてグループで行っていただきます。

活動人数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。  
(代表者は、18歳以上の方となります。)

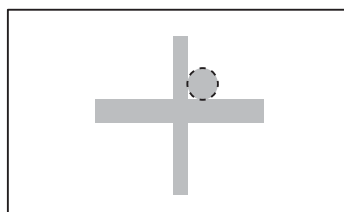
### (1) 活動場所はどこにするの？

①道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

(例1) ○○○集落区域



(例2) □□交差点付近ポケットパーク



②以下の区域についても可能ですが、その際は役場ふるさと整備課にご確認ください。

区 域
(1) 道路の交差点や幹線町道または県道の歩道
(2) ポケットパーク(沿道にある公園・緑地)

### (2) 具体的にどんなことをするの？

原則として年間3回以上、次のいずれかの活動を行います。

- ①草花などの植栽・管理
- ②除草
- ③空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など



# ひろげよう！緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にする意識を持ち、その心を育んでいくことができるようにと、緑化に対する苗木の配布事業を行っています。ぜひご活用ください。

なお、これらの事業は予算の範囲内で行っていますので、あらかじめご了承ください。

## ■ 次のいずれかに該当する方

- ・住宅（一戸建）を新築または購入した方
- ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
- ・家庭の緑化を推進する方（1世帯につき1回限り）  
※アパートなどにお住まいの方は対象となりません。

## ■ 苗木の配布本数

町指定の苗木の中から1件の申し込みにつき2本以内です。（例1：ハマナス2本）、（例2：ハナミズキ1本、マサキ1本）

## ■ 苗木の種類

クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

## ■ 申し込みから苗木配布までの例

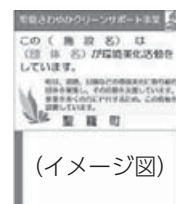
- ①役場ふるさと整備課へ「苗木申込書」を提出  
※FAX・Eメールでの受付も可能です。
- ②役場ふるさと整備課から「苗木引換券」の贈呈
- ③「苗木引換券」を町指定苗木取扱店へ事前に電話などで種類、本数を連絡し持参  
※「苗木引換券」の有効期限は発行日から1年以内です。
- ④町指定苗木取扱店から苗木を受け取り、自宅の庭などに植える。  
※当該苗木を良好に管理するとともに、快適な生活環境の形成に努めてください。  
※種類によっては、お取り寄せにお時間をいただく場合もあります。また、取扱店によっては、取扱いのない種類もあります。

## ■ 町指定苗木取扱店

- ・プラント4 聖籠店……………☎32-6200
- ・曾根建(株)……………☎27-5111
- ・(有)栗原緑樹園……………☎27-5300
- ・(有)聖光園……………☎27-4339
- ・北越緑化(株)聖籠営業所…☎27-6665

## (3) 町の支援は？

- ①環境美化活動に必要な物品などを支給または貸与  
支給品(例)：種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など  
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップなど
  - ②傷害保険の適用  
事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。
  - ③看板を設置し広くPR  
(適当な設置場所がある場合のみ)  
地域内のごみのポイ捨ての減少が期待でき、活動団体の紹介にもなります。
  - ④広報紙やホームページで活動団体の紹介・PR  
(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介を行います。)
- 〈注意〉無償ボランティア活動としていますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。



## 参加したいとき

随時受付を行っていますので、役場ふるさと整備課へお気軽にお問い合わせください。

### まず、**団体をつくりましょう**

……集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など

### 次に、**活動場所、活動内容を決めましょう**

……集落公園、集落内道路、PR効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか

### そして、**申し込みましょう！**



お申し込み・お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係(内線233)

# ファミリーマートと包括連携協定を締結

2月19日(月)に聖籠町と㈱ファミリーマートは、包括連携協定を締結しました。(新潟県内の市町村では聖籠町が初めて)

締結式では、㈱ファミリーマート関係者、町関係者(副町長、教育長、関係課長)の同席のもと、協定書に町長が署名し、協定が締結されました。

この協定締結を機に、観光、防災など様々な分野で町と連携が期待されます。

## 【目的】

緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、町民サービスの向上および地域社会の活性化を図る

## 【連携事項】

- ・観光物産の振興に関する事
- ・食育に関する事
- ・地域の安全・安心に関する事
- ・災害時の対応に関する事
- ・地方創生の推進に関する事
- ・観光支援に関する事
- ・地域福祉・町民サービスの向上に関する事



西脇町長(左)と㈱ファミリーマート北日本地域代表水野様(右)



町キャラクター「緑丸」とファミペイ公式キャラクター「ファミッペ」も駆けつけ、町とファミリーマート関係者と一緒に撮影



## 西脇町長コメント

コンビニエンスストアは、今は欠かすことができない存在となっています。そんな中でファミリーマート様から地域に根差した活動を通じて、地域貢献していただけるということは本当にありがたいと思っております。少子高齢化が進み、聖籠町でも「買い物難民」という言葉が聞こえてきており、ファミリーマート様との連携は本当に心強いものと感じております。この協定締結により、防災、観光や子育て支援など様々な分野でご支援いただければありがたいと思っております。

## ㈱ファミリーマート 北日本地域代表 水野様のコメント

未来を見据えて子育て支援など様々なことをチャレンジしている聖籠町と包括連携協定を締結できたことをうれしく思っております。

我々の社名はファミリー、家族がつくものです。この協定を機に聖籠町の皆さんとファミリー・家族の一員として様々なことに取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線262)

利用していないのに支払い続けていた！

## サブスク(定額サービス)に注意!

高校生の息子が中学生の時に、音楽のサブスクを申し込み、その後利用していないのに毎月2千円を3年間も支払っていた。携帯電話の料金と一緒に請求されていて、明細をよく見ていなかったのが気づかなかった。

(当事者：高校生)



「子ども・若者サポート情報」より

- サブスク(サブスクリプション)は、定額制で音楽や映像配信、商品のレンタルなどを利用できるサービスです。
- 無料お試し期間内に解約しないと、多くの場合、有料プランに移行します。お試しを利用する時は、いつから有料になるのか、解約方法など、よく確認しましょう。
- ID・パスワードは、解約する時にも必要なので、保存しておきましょう。
- クレジットカードやケータイ払いは、1か月分の利用をまとめて口座振替されるので、通帳を見ただけでは個々の請求内容は分かりません。明細は確認しましょう。

## 消費生活

ストップ!  
ザ・悪徳商法



## 通信

令和6年4月  
vol.162

📍役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話  
いただけると確実です

## 給湯器の点検にご注意ください

—70歳以上の高齢者を中心にトラブル急増!—

徳島県庁  
国民生活センター  
2024年2月



給湯器の無料点検です!

このままでは壊れるので  
今交換した方がいいですよ

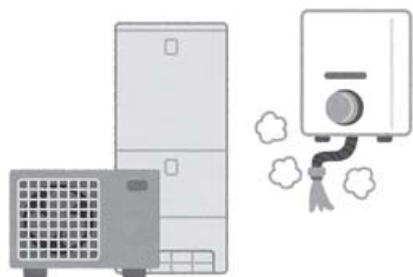
今なら割引します



無料ならお願いしようかしら



焦って契約したけど  
よく考えたら高額だわ…  
本当に交換が  
必要だったのかしら



### 【トラブル回避のポイント!】

- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させない
- 点検を断りたいときはドアを開けずインターホン越しに断る
- その場では契約せず、十分に比較・検討する
- 不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センターなどに相談

「自治体から委託を受けた」「契約先のガス会社から依頼された」  
などと身分を偽るケースもあるようです。

また、石油給湯機は法律で定期点検が義務付けられています。  
正しい点検なのか、契約先に問い合わせ確認しましょう。



# 令和6年度 聖籠町交通安全対策基本方針を策定

2月28日(水)、町の交通安全に関する方針について、交通安全対策会議が開催されました。

聖籠町交通安全基本計画に基づいて関係機関と協議を行い、令和6年度聖籠町交通安全対策基本方針を策定しました。



## 【基本計画重点施策】

### 交通安全思想の普及・啓発

- 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ◇自転車乗車時のヘルメット着用の促進
  - ◇横断歩行者の安全確保 (抜粋)



## 今日も一日交通安全

交通安全に関することは

役場生活環境課

☎ 27-2111(内線284)

聖籠町のヒーロー

# 交通レンジャーが園児に呼びかけ

せいろう幼稚園(全園児)、聖籠はじめ・ハーモニー・なないろ・ほしぞらこども園の町内4こども園では3・4・5歳児を対象に、防犯と交通安全を劇で呼びかけました。

防犯劇では、知らない人に声をかけられてもついて行かないこと、助けを求めることなどを呼びかけました。

交通安全劇では、交通レンジャーが登場し、「チャイルドシートをちゃんとしてね」「ヘルメットをかぶって、おうちの人と一緒に自転車に乗ってね」と園児に呼びかけました。

教室の終わりには、交通安全メダルが交通レンジャーから手渡され、園児たちは「チャイルドシートゼッタイします」「ヘルメットかぶります」など、これからも交通ルールを守ることを約束してくれました。



### 防犯劇 “いかのおすし”

イカ 知らない人についていかない  
 の 知らない人の車にのらない  
 お おおきな声でさけぶ  
 す すぐにげる  
 し 家の人などにしらせる  
 110番の家・土地  
 地域の見守りの場所です



## 新1年生にランドセルカバーを寄贈

児童が安全に登下校できるよう、新発田地区交通安全協会聖籠支部の白井支部長から、町内3小学校の新1年生に“交通安全黄色いランドセルカバー”が贈られました。

黄色いランドセルカバーをつけた1年生を見かけたら、思いやりのある運転をお願いします。



(黄色いランドセルカバーは、新潟県交通安全協会から毎年いただいております。)

4月6日(土)～15日(月)

## 『春の全国交通安全運動』

～スローガン～

『見えますか 渡るその子の 小さなサイン』

【運動の重点】

- ①子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守

【4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です】

## 町の交通事故発生状況

年	区分	1月 (うち高齢者数)		
		発生件数	死者数	傷者
令和6年		1 (0)	0	1 (0)
令和5年		1 (0)	0	2 (0)
増減		0 (0)	0	-1 (0)



新入学の季節です。  
 安全な登下校のために、地域の皆さんの見守りをお願いします。



# 町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

## 総務課

2月19日(月)

令和5年度第4次聖籠町

男女共同参画計画策定委員会  
開催

令和5年3月に策定した第4次聖籠町男女共同参画計画の取組状況などを検証するため、委員会を開催しました。

委員会では、町民の皆さんに男女共同参画について周知することが重要であるなどの意見交換を行ったほか、計画初年度である今年度において、取組が不十分であった事業の課題の整理を行いました。

この課題を踏まえ、町の皆さんが様々な場面で輝けるまちづくりを目指して、今後も男女共同参画計画の推進に取り組んで

まいります。

男女共同参画社会とは、少子高齢化の進展と社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

## 町民課

3月4日(月)

令和5年度第4回聖籠町

国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適

切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

協議会では、次の事項について審議を行いました。

令和5年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

(案)について

令和6年度聖籠町国民健康保険特別会計予算(案)概要について

令和6年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

聖籠町国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について

## 教育未来課

2月22日(木)

令和6年聖籠町教育委員会

第2回定例会開催

・県費負担教職員たる校長の任免の内申について

以上1項目について審議・協議しました。

なお、定例会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

## 農業委員会

2月26日(月)

農業委員会第25期

第24回総会開催

・農地法第5条の規定による許可申請について・・・1件

・農用地利用集積計画による申出審査(利用権設定)について・・・43件

以上2項目が審議され、議決・承認されました。

その他報告事項がありました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

## 選挙管理委員会

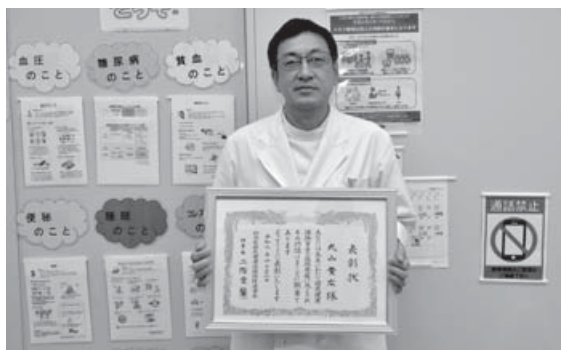
投票管理者としての功労をたたえて表彰

投票管理者として従事された堀富雄さん(網代浜)が、選挙の適正な執行に尽力された功績をたたえられ、選挙管理委員会から表彰されました。

堀さんは第6投票所および期日前投票所の投票管理者として、通じて10回以上勤め、かつ通算6年以上にわたり尽力して

いただいています。

丸山 貴広 氏  
国民健康保険  
永年勤続者表彰を受賞



聖籠町国民健康保険運営協議会(以下、同協議会)委員の丸山貴広氏(診療所勤務)が、新潟県国民健康保険団体連合会から、国民健康保険永年勤続者表彰を受けました。

丸山委員は、同協議会の委員として10年以上在職されており、これまでの町の国民健康保険の適正な運営に尽力された功労が認められ、今回の表彰となりました。今後のさらなる活躍をお祈りします。

# 狂犬病予防注射 忘れずに！

生後91日以上の子犬を飼っている方は、飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務づけられています。

狂犬病は、人を始めとする全ての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

## ◆日時と会場

日程	時間	会場
4月25日(木)	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月26日(金)	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時50分	役場隣の町倉庫

## ◆当日必要なもの

- ①通知はがき：通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。
- ②料 金：3250円(注射料金：2700円・注射済票：550円)  
 ※4月17日(水)までに通知はがきが送付されない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。  
 ※新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。  
 ※事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。  
 ※飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

## 愛犬に責任を！

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多発しています。散歩中に飼い犬がフンをした場合に始末しない、リードを付けずに散歩をさせることは周囲に迷惑がかかることを自覚し、責任をもって愛犬を飼育しましょう。

犬とあなたのお約束。必ず守ってくださいね。

## ☑役場生活環境課 環境推進係(内線283)

25日	24日	23日	19日	18日	10日	9日	8日	7日	1日	4月	町長の動向						
町村会役員会	区長会議	新発田地区交通安全協会 会聖籠支部総会	総会	聖籠町交通安全母の会	聖籠町老人クラブ連合会	企業連絡協議会役員会	新潟東港聖籠地区立地	せいろう幼稚園入園式	指導	新入学児童を守る街頭	小学校入学式	中学校入学式	付式・教育訓練	消防新入団員等辞令交付式	会計年度任用職員訓示	小・中学校辞令交付式	職員辞令交付式・訓示

(主なものを抜粋)

## INFORMATION

# おしらせ

### お問い合わせ先

- 聖籠町役場 ☎27-2111
- 町民会館 ☎27-2121
- 図書館 ☎27-6166
- 町保健福祉センター
- 保健福祉課 ☎27-6511
- 長寿支援課 ☎20-7433
- 上下水道課 ☎27-5141  
(上水道管理棟)
- 診療所 ☎27-1234

## INFORMATION

## 4月の行事

### 《相談事業》

ところ 役場第1会議室

#### ◆行政相談

9日(火)午前10時～11時30分

☑役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

#### ◆心配ごと相談(随時開催)

☑聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

### 《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

#### ◆乳幼児健康診査

- 1歳2か月児歯科健診  
8日(月)午後1時10分～
- 3歳6か月児歯科健診  
9日(火)午後1時10分～
- 1歳6か月児健診  
25日(木)午後1時～
- 乳児健診  
26日(金)午後1時～

#### ◆学級

○マタニティ教室  
16日(火)午後1時15分～

☑保健福祉課(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠子育てアプリ

登録はこちら！



## 2月の届出

### げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
希生ちゃん	(坂井 祐貴)	亀塚
凧ちゃん	(斉藤 梨緒)	聖中ヶ丘
羽暖ちゃん	(笠井 将希)	苔沼
詩ちゃん	(宮沢 大樹)	網代浜
快ちゃん	(中村 則斗)	聖中ヶ丘
咲玖ちゃん	(柄沢 勇輝)	次第浜
桜冬ちゃん	(宮村 露音)	山大夫
紬ちゃん	(高橋 卓穂)	次第浜
糸ちゃん	(田中 大滋)	網代浜



### ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
渋谷 喜彦さん	(79歳)	四ツ屋
小山 和芳さん	(65歳)	桃山
細野 満子さん	(80歳)	藤寄
小野 靖夫さん	(92歳)	ひばりが丘
田宮 豊夫さん	(83歳)	蓮潟
小林 幸子さん	(90歳)	亀塚
島村 和子さん	(91歳)	亀塚

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。  
(注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

## 特定計量器の定期検査を行います

計量法により、取引または証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

令和6年度の定期検査を下記のとおり実施します。

☑5月16日(木)、17日(金)

受付時間：午前10時から11時30分まで、午後1時から3時まで

☑役場隣の町倉庫

### 【対象となる主な計量器】

- ・商店などで商品の計り売りに使用するもの
- ・農業・漁業などに従事する者が、農産物・水産物などの計り売りのために使用するもの
- ・運送業者などが貨物運賃の算出などに使用するもの
- ・工場・事業所などの原材料の購入、製品の販売・出荷のために使用するもの

☑役場産業観光課 地域振興係(内線123)

## 特設人権相談所を開設します

町では、令和6年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、各予定日が近づいてからも、随時お知らせします。

### 開設予定日・時間

6月 6日(木)午後1時～3時	10月10日(木)午後1時～3時
7月 4日(木)午後1時～3時	12月 5日(木)午後1時～3時

☑役場1階 会議室

【担当者】聖籠町内に在住の人権擁護委員

【相談内容】相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・名誉侵害などの心配ごとや、困りごと

☑役場町民課 町民サービス係(内線111)

新潟地方法務局 新発田支局 ☎24-7102

## 入札結果

入札日 2月6日～2月21日

	件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日または工事(委託)期間最終日	入札方法※
1	聖籠中学校生徒用ロッカー購入	聖籠町立聖籠中学校	2,068,000	(株)諏訪建設	令和6年3月29日	○
2	聖籠中学校特別支援学級備品購入	聖籠町立聖籠中学校	1,071,400	(株)金泉堂	令和6年3月22日	○
3	寺島網代浜線外道路植栽伐採業務委託	聖籠町大字諏訪山 地内外	1,573,000	(有)栗原緑樹園	令和6年3月25日	指
4	パイロット地区用水送水管及び給水管修繕	聖籠町大字網代浜 地内	1,265,000	(株)カトウ工業	令和6年3月22日	指

※指：指名競争入札 ○：制限付一般競争入札

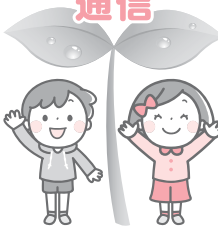


# 温室効果ガスを減らすために 私たちができること

町では、令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後は、地球にやさしい脱炭素の町を目指すため、環境分野における施策の実現に向け、取り組んでまいります。

私たち町民もゼロカーボンを実現するために取り組めることがたくさんあります。日々の生活を見直して、まずはできることから実践してみましょう。

## エコココロ通信



エコなココロで  
育む未来

環境に  
関することは  
生活環境課  
☎27-2111  
(内線283)



プラスチックの分別処理により  
年間4kg/人 CO<sub>2</sub>削減

家庭から出る容器包装プラスチックを全て分別・リサイクルした場合



マイボトルの使用により  
年間4kg/人 CO<sub>2</sub>削減

ペットボトルを使用せず、ステンレス製のマイボトルを年30回5年間使用した場合



エアコンの使用時間の見直し  
年間26kg/台 CO<sub>2</sub>削減

1日の使用時間を1時間短くした場合



節水による見直し  
年間11kg/世帯 CO<sub>2</sub>削減

水の使用量を2割削減した場合

ゼロカーボンを実現するためには、わたしたち一人ひとりができることから実践することが大切です。

今後も、エコココロ通信で、各家庭が温室効果ガスを削減できる取り組みを紹介します。



出典：環境省HP ゼロカーボンアクション30

## 「オレンジカフェなごみ」 (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい方など、どなたでも気軽に集まり交流を楽しむ場所です。

カフェの時間内で、認知症に関する個別の相談もできます。

新型コロナウイルスの感染防止対策で中止していた飲食を令和6年4月から再開します。一緒にお茶を飲みながら交流を楽しみませんか？

誰でも楽しむことができる  
スポーツ『モルック』を  
する予定です！



日時：4月15日(月)  
午後1時30分～3時

場所：なごみの家  
(結いハート聖籠脇)

参加費：無料

申込方法：電話でお申し込みください。

### 【ご参加にあたってのお願い】

- ・事前申し込みをお願いします。
- ・悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際には申し込みされた方へ個別に連絡させていただきます。
- ・参加される方にはマスクの着用をお願いします。
- ・体調不良・発熱などの症状がある場合は参加の自粛をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ  
聖籠町地域包括支援センター  
(町保健福祉センター内)  
☎27-6521

## 国民健康保険に加入している皆さまへ 脳ドック受診料を助成します

自覚症状の出にくい脳の病気(脳血管疾患・認知症など)の早期発見と早期治療を目的に、令和6年度より脳ドック受診料の助成を開始します。

### 【対象者】

- ・受診日現在において町の国民健康保険に加入している満40歳以上の方
  - ・国民健康保険税を滞納していない方
- ※人間ドック受診料の助成を受けている方も対象となります。
- ※脳ドック受診料の助成は1人につき、3年に1回の助成となります。(特に異常がない方は3年程度に1度の受診が推奨されています)

### 【検査機関】

医療法人社団 葵会 新潟聖籠病院

### 【コース】

- ①脳卒中・認知症コース 3万9600円(税込)  
脳や脳血管の状態を診断します。脳卒中、脳腫瘍、認知症などが心配な方におすすめです。検査時間：2時間30分
- ②簡易コース 1万9800円(税込)  
すでに人間ドックなどを受けられており、頭部MRI検査だけを希望する方や、若い方におすすめです。検査時間：30分

### 【助成額】

- ①脳卒中・認知症コース  
助成額 2万5000円 自己負担額 1万4600円
  - ②簡易コース  
助成額 1万2000円 自己負担額 7800円
- ※脳ドックにかかる費用(消費税または地方消費税を除く)の10分の7相当額を助成します。(1000円未満の端数が生じたときは切り捨て)
- ※検査料金は、令和6年3月時点の料金です。今後状況に応じて変更となる可能性があります。

### 【申請方法】

役場町民課の窓口でお申し込みください。  
※国民健康保険の被保険者証またはマイナンバーカードをお持ちください。(受診希望者以外(家族など)が申請する場合は印鑑もお持ちください)  
※検査結果は町民課・保健福祉課に共有され、保健指導などに活用されます。

☎ 役場町民課 保険係(内線117)

## 国民健康保険税の 年金天引きが始まります

国民健康保険(国保)に加入している世帯主の方で、次の①から⑤のすべてに当てはまる方は、特別徴収(年金からの天引き)の対象となります。

### 【特別徴収の対象となる方は?】

- ①世帯主が国保に加入しており65歳から74歳である
- ②国保加入者が全員65歳から74歳である
- ③年額18万円以上の年金を受給している
- ④介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない
- ⑤その他特別な事情がない

①～⑤すべてに当てはまる方

特別徴収の対象となる方には、  
「仮徴収額決定通知書」をお送りします。

※通知書が届かない方は特別徴収の対象となりません。  
※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、特別徴収される税額が記載されています。

### 【特別徴収を中止したい方は】

次の①から②のすべてに当てはまる方は、申し出により特別徴収を中止することができます。

- ①過去2年間国保税を滞納なく納付している
- ②特別徴収の中止後、口座振替によって納付する

特別徴収の中止手続きは以下のとおりです。

- (1)金融機関で国保税の口座振替を申し込む
  - ・振替口座の通帳と届け出印が必要です
  - ・特別徴収の開始以前に口座振替にて国保税を納付していた方は手続き不要です
- (2)役場町民課の窓口で、申出書を提出する
  - ・(1)の口座振替申込書の控えが必要です
  - ・提出の際は、マイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください

※特別徴収の中止には期間を必要とするため、直近に支給される年金から、すぐに中止することはできません。

※特別徴収中止後、国保税の滞納が続いた場合、特別徴収が再開されることがあります。

☎ 役場町民課 保険係(内線117)

65歳以上  
の方へ

# 令和6年度から3年間の 介護保険料を改定しました

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年ごとに見直します。第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度の介護保険料を改定しましたのでお知らせします。

第9期の介護保険料の設定において、介護保険特別会計予算の歳入・歳出の状況を踏まえつつ、被保険者の保険料負担を抑制するため、基準額を、月額6600円から月額6500円に引き下げました。

## 介護保険料について(令和6～8年度)

基準額を第5段階とし、本人の所得などにより設定された保険料段階は、下表のとおりです。

国の制度改正により、介護給付費の将来的な増加を見据え、負担の公平性および所得の低い方の保険料上昇を抑えるため、保険料標準段階が9段階から13段階へ見直され、第1段階から第3段階の方の調整率が引き下げられました。

段階	聖籠町所得段階別介護保険料額(令和6～8年度)		
	対象者	調整率	保険料(月額)
1	●生活保護受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× <b>0.285</b>	1860円
2	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額× <b>0.485</b>	3160円
3	●世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額× <b>0.685</b>	4460円
4	●本人が市町村民税非課税かつ世帯内に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.9	5850円
5 (基準額)	●本人が市町村民税非課税かつ世帯内に市町村民税課税者がいる方で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額× 1.0	6500円
6	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.2	7800円
7	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.3	8450円
8	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.5	9750円
9	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.7	1万1050円
<b>新設</b> 10	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.9	1万2350円
<b>新設</b> 11	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.1	1万3650円
<b>新設</b> 12	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.3	1万4950円
<b>新設</b> 13	●本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.4	1万5600円

※第1段階から第3段階の方の保険料は、公費による負担軽減後の金額となっています。

※この表でいう「合計所得金額」とは、介護保険法施行令に規定するものをいいます。

※「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から年金収入にかかる雑所得を引いた額となります。

※保険料(月額)は10円未満切り上げ。

## 基準額の求め方

これまでの町の介護サービスの給付実績をもとに、高齢化率の上昇によるサービス需要の増加や介護報酬改定などの影響を考慮した介護保険給付にかかる費用を見込み、基準額を改定します。

<b>標準給付費見込額</b>	<b>37億1521万円</b>
介護予防サービス給付費 介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与等	8726万円
居宅サービス給付費 訪問介護、通所介護等	15億3723万円
地域密着型サービス給付費 認知症対応型共同生活介護等	1億8338万円
施設サービス給付費 介護老人福祉施設、介護老人保健施設等	16億2117万円
その他給付費 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等	2億8615万円
<b>地域支援事業費見込額</b>	<b>2億3151万円</b>
介護予防・日常生活支援総合事業費 通所型サービス、訪問型サービス等	1億3481万円
包括的支援事業・任意事業費 生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等	9669万円
<b>町介護保険給付費見込額合計(令和6～8年度)</b>	<b>39億4672万円</b>

※千円以下切り捨てて表記。

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{町で介護保険給付にかかる費用(見込み)}}{\text{町の65歳以上の人数(見込み)}} \times \text{65歳以上の方の負担分(約23\%※1)}$$

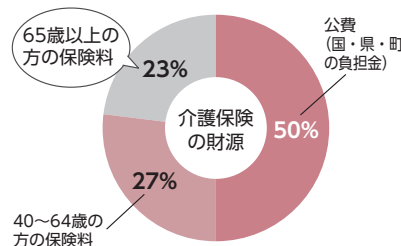
7万8000円

※1 介護保険給付にかかる費用全体のうち、65歳以上の方が負担する割合。

## 介護保険の財源構成

介護保険は、一人ひとりの能力に応じて、住み慣れた地域でその人らしい生活をおくることができるよう支援するものです。その費用の一部を、皆さまに納めていただく保険料で賄う、社会全体での支え合いの制度です。

今後とも介護保険制度に対する皆さまのご理解とご協力をお願いします。



## お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線116)

## 認知症の人を介護する 家族のつどいを開催します

認知症の人を介護する家族同士が集まり、日頃の介護についての出来事や悩み、利用できる医療や介護サービスのことなどを気軽に話します。  
認知症以外の方を介護されている方も参加できますので、ぜひご参加ください。

☑町保健福祉センター  
🕒午前10時30分～正午  
【参加費】無料

同じような経験をしている人がたくさん。一緒におしゃべりしてみませんか？

介護経験者から先々のヒントをもらえた

事前のお申し込みが必要です。  
開催日の3日前(金曜日)までに町地域包括支援センターへご連絡ください。

### 〔令和6年度開催日程〕

開催日程	
4月8日	10月7日
5月20日	11月11日
6月10日	12月9日
7月8日	令和7年1月20日
8月5日	2月10日
9月9日	3月10日

### 【ご参加にあたってのお願い】

- ・悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際は、お申し込みされた方へ個別に連絡をさせていただきます。
- ・この会で話したことや聞いたことは個人情報です。お互いに秘密を守るようお願いいたします。

☎27・6521  
☒聖籠町地域包括支援センター(町保健福祉センター内)

65歳以上  
の方へ

# 令和6年度 介護保険料 仮徴収について

介護保険料は前年中の所得などにより決まりますが、その時期は所得などの確定後である7月となります。ここで、特別徴収(年金からの天引き)の1～3期について、前年度の保険料額をもとに暫定的に徴収します。これを、**仮徴収**といいます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

また、保険料額が確定した後の期間を**本徴収**といい、特別徴収の4～6期と普通徴収の全期間が該当します。

**なお、第9期介護保険事業計画に基づく保険料の改定を反映させた令和6年度の介護保険料については、本徴収が開始する7月中旬に皆さまにお知らせします。**

## 1. 仮徴収について

- 通知時期** 4月中旬にお知らせするのは、「新しく特別徴収が開始される方のみ」です。前年度から継続して特別徴収の対象となる方については、7月中旬まで通知書が送付されませんので、ご承知おきください。
- 仮徴収額**
  - 今年度から新たに特別徴収が開始される方  
各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、前年度保険料年額の1/6の額です。
  - 前年度から継続して特別徴収の対象となる方  
各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、令和6年2月に特別徴収された保険料額と同額です。  
※ただし、仮徴収額と10月以降の本徴収額の差が大きい場合、8月の仮徴収額は、7月中旬にお知らせする際に変更となる場合があります。

## 2. 以下に該当する方は、特別徴収の対象となりません

◇資格取得(例:65歳になられた、転入された)から、半年から1年を経過していない方

◇介護保険料額が減額となり特別徴収が停止した方

◇年金の受給額が年額18万円未満の方 など

なお、上記の理由などにより現在特別徴収ではない方も、条件が整うと自動的に特別徴収に切り替わります。徴収方法が変更となる場合は、事前にお知らせしますので必ずご確認ください。

## お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線116)

### 聖籠町中小企業 人材育成事業 補助金のご案内

町では、従業員などの人材育成と商工業の発展のため、町内の中小企業者に対して研修会などの経費の一部補助を行います。

#### ○補助金の対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(※注)で、農業・林業・漁業を除く業種

#### ○対象となる研修

- ・国または地方公共団体が中小企業者を対象に実施する研修
- ・中小企業大学校が実施する研修
- ・新潟職業能力開発短期大学が実施する研修
- ・公益財団法人にいがた産業創造機構が実施する研修
- ・その他町長が認める研修

#### ○補助金の額

・受講者1人につき研修受講料の2分の1の額(千円未満の端数は切捨て)  
ただし、1人に対する補助額は3万円が限度

#### ○補助金の申請

聖籠町補助金等交付規則第3条の規定による申請書を産業観光課へ提出。ただし、申請書は受講決定の日から受講の7日前までに必ず提出してください。

・1企業に対する補助は毎年度5人まで

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは…

	業種	資本金の額または出資の総額 *1	常時の従業員数 *2
1	製造業、建設業、運輸業、その他(2～4以外の業種)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5000万円以下	100人以下
4	小売業	5000万円以下	50人以下

\*1は会社 \*2は会社および個人

役場産業観光課  
地域振興係(内線122)

## 令和6年4月から保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。

今後、被保険者数や医療給付費が増加する見込みであるほか、現役世代の負担増を抑制するための国の制度改正により、令和6年度に保険料率の引き上げを行います。後期高齢者医療制度の持続性を高め、被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるための変更です。ご理解をお願いします。

令和4・5年度の保険料率	令和6・7年度の保険料率
均等割額 4万400円	均等割額 4万4200円
所得割率 7.84%	所得割率 8.61% (7.98%) (所得が一定額以下の方は、令和6年度のみ7.98%となります)

### ■保険料の決まり方(年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。前年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

$$\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{限度額73万円} \\ \text{または80万円} \end{array} \right)^{\ast 1} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{4万4200円}^{\ast 2} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \left( \begin{array}{l} \text{前年中の総所得金額等} \\ \text{－基礎控除額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ \text{8.61\%} \\ \text{(7.98\%)}^{\ast 3} \end{array} \end{array}$$

※1 令和6年度に限度額が66万円から引き上げられます。昭和24年3月31日以前に生まれた方などは73万円、昭和24年4月1日以降に生まれた方などは80万円となります。

※2 所得状況によって、均等割額の軽減が受けられる場合があります。

※3 所得が一定額以下の場合は、令和6年度のみ7.98%となります。

令和6年度の保険料額と納付方法は、7月中旬に決定し、町民課から被保険者の皆さまにお知らせします。

### 後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納めている方へ

令和6年4月に、次の方に対して「後期高齢者医療仮徴収額決定通知書」をお送りし、令和6年4・6・8月の納付額をお知らせします。

- ①令和6年2月に特別徴収で納めた金額と変更がある方
- ②令和6年4月から新しく特別徴収で保険料を納める方

令和6年2月に特別徴収で納めた金額と変更がない場合は、令和5年7月以降にお送りした後期高齢者医療保険料決定通知書でお知らせしたとおりの金額を特別徴収します。ご了承ください。

#### お問い合わせ

- ・新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格保険料係 ☎025-285-3222
- ・役場町民課 保険係(内線115)

## 後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ 人間ドック受診料を助成します

**対象** 受診日現在において町内在住の後期高齢者医療制度に加入している人  
後期高齢者医療保険料を滞納していない人

### ご注意ください

- ・ 同じ年度で町の集団健診を受ける(受けた)方は助成できません。
- ・ 他市町村や他保険で健診助成を受けた方は助成できません。

**【助成額】1万円**(人間ドックの費用が1万円未満のときは実額)

**【申請方法】**①健診機関に、人間ドックをお申し込みください。

\* 脳ドックは対象になりません。

②指定された日時に人間ドックを受診し、費用をお支払いください。

\* 領収書は大切に保管してください。

③後日、健診機関から人間ドックの結果が送付されてきます。

④役場町民課の窓口で申請してください。



### 申請に必要なもの

- ・ 人間ドックの領収書
- ・ 人間ドックの結果
- ・ 写真つきの身分が分かるもの
- ・ 口座番号の分かるもの

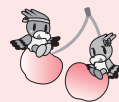
なお、結果については、保健福祉課と新潟県後期高齢者医療広域連合と共有し、今後の保健指導や、特定の個人が識別されない方法での統計・調査研究に活用します。

### (参考)周辺の健診機関と料金

健診機関	電話番号	健診料金※
下越総合健康開発センター (新発田市本町4-16-83)	0254-23-8370	3万9600円(1日) 3万5200円(半日)
新潟県健康管理協会 (新潟市中央区新光町11-1)	025-245-4455	3万8500円
下越病院 (新潟市秋葉区東金沢1459-1)	0250-21-2600	3万8500円
豊栄病院 (新潟市北区石動1-11-1)	025-386-2306	3万9600円
新潟健診プラザ (新潟市中央区紫竹山2-6-10)	025-245-1177	3万8500円
新潟健診スクエア (新潟市西区北場1185-3)	025-378-1201	4万1800円

※健診料金は、令和5年12月時点の国保の被保険者に対する料金です。  
詳しい料金は健診機関に直接お問い合わせください。

**お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線115・116)**



## 男女共同参画通信

vol.64

### ～何が違うの？

#### 「男女平等」と「男女共同参画」～

どちらも聞いたことのある言葉ですが、何が違うのでしょうか？

「男女平等」とは、男性と女性との間に上下関係はなく、すべて人として平等な存在であり、性別による差別を受けないという考え方のことです。

対して、「男女共同参画」は、男女平等を実現することに加えて、その人の意思によってその個性や能力を十分に発揮すること、つまり、本人が望めば、あらゆる分野での活動に参画することが可能な社会を実現するという考え方です。

どちらの用語も男性と女性とを差別しないという考えは共通ですが、男女共同参画はそこから一歩踏み込み、男女がともに夢や希望を実現しようとする考え方なのです。

「女性だから…」 「男性だから…」 というジェンダーに基づいた役割分担の殻の中に閉じ込められることのない社会。それはきっと、女性だけでなく、男性にとっても幸せな社会であるはずです。

**役場総務課 総務管理係(内線224)**

## 住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

新発田地域広域消防本部では、管内における各世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握や今後の普及啓発活動に役立てることを目的に、住宅用火災警報器設置状況調査(Webアンケート)を実施します。

📅4月1日(月)～4月30日(火)

アンケートはこちらから  
(新発田消防本部ホームページ)



消防職員が、住宅用火災警報器や消火器を販売したり、民間の業者に点検などを委託することはありませんのでご注意ください。

**新発田地域広域消防本部 予防課**  
☎0254-22-8096

# 確認してください、あなたの固定資産

町では、あなたの固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して令和6年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封しますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中(令和5年1月2日～令和6年1月1日)に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和6年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで滅失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

## 固定資産税の縦覧について

地方税法第416条により、下記期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】4月1日～4月30日まで(役場の開庁日) 【場所】聖籠町役場 税務課

## 不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会(事務局：役場総務課)に対し、文書で審査の申し出ができます。

## 固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

【減免】生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象となります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

【減額】税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

☎役場税務課 税務係(内線144)

# 令和6年度町税などの納期限が決まりました

本年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。税(料)金は、納入期限内に完納するようお願いします。

なお、納付には、確実に納め忘れのない口座振替による納付をお勧めします。申込手続きは町指定の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で、口座振替依頼書に必要事項を記入し提出してください。

※手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

税目	期別	納期限
町・県民税	1	令和6年7月1日
	2	令和6年9月2日
	3	令和6年10月31日
	4	令和6年12月2日
固定資産税	1	令和6年4月30日
	2	令和6年7月31日
	3	令和6年9月30日
	4	令和7年1月6日
軽自動車税	全期	令和6年5月31日

☎役場税務課 税務係(内線143)

役場町民課 保険係(内線115・116・117)

税目	期別	納期限
開拓パイロット賦課金	1	令和6年5月31日
	2	令和6年9月30日
国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	1	令和6年7月31日
	2	令和6年9月2日
	3	令和6年9月30日
	4	令和6年10月31日
	5	令和6年12月2日
	6	令和7年1月6日
	7	令和7年1月31日
	8	令和7年2月28日
	9	令和7年3月31日



# JAPANサッカーカレッジ政策発表会開催

JAPANサッカーカレッジ(JSC)のサッカービジネス科では、地域と連携して課題を解決する政策を考え、町に対し提案することを授業の一環として行っており、2月14日と15日にその発表会が開催されました。

発表会は、学生が6グループに分かれて、町長、副町長、教育長以下、関係職員に発表し、それに対し町職員が質問や感想を述べる形で行われました。

提案内容は、学生の皆さんが地域や町と協働しながら、自ら行動するもので、町長も「年々提案が良くなっており、特に今回は実現の可能性が高く、町としても早めに検討し対応していきたい」と学生たちの提案の実現に向け、意欲を示していました。

## ◆発表内容

<p><b>「JAPANサッカーカレッジによる農業促進」の提案</b></p> <p>JSCの学生が農産物を栽培や販売を通じて、若者を中心に農業への興味関心へつなげていく。</p>
<p><b>「～子どもたちの笑顔あふれるまちに～」の提案</b></p> <p>「放課後子ども教室」へJSCの学生が参加し、学習活動のサポート、室内遊び、運動遊びなどの企画イベントなどを実施。</p>
<p><b>「魅力発見 聖籠まちさんぽ」の提案</b></p> <p>JSCの学生が、町の魅力を取材し、デジタルメディアを積極的に活用して発信する。</p>
<p><b>「ゴミ拾いで聖籠町を豊かに」の提案</b></p> <p>ゴミ拾いをスポーツ化し、楽しみながら聖籠町を綺麗にする。JSCが運営の補助やチームとして参加しイベントを盛り上げる。</p>
<p><b>「幸せに暮らせる福祉のまちづくり」の提案</b></p> <p>介護施設などで、JSCの学生がパラスポーツや室内でできる遊びを実施したり、JSCの試合映像を流す。</p>
<p><b>「防災ウォークラリー in 聖籠町」の提案</b></p> <p>新潟県防災ナビのハザードマップを参考にウォークラリーを開催。スタンプラリー方式で数か所の避難所をまわりながら、周辺地域の危険場所を確認する。</p>



## お問い合わせ 役場総合政策課 政策係(内線262)

**適職を探そう！  
一般職業適性検査を  
実施します**

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

15歳～49歳で就業していない方(要申込)定員8名

4月11日(木)  
午後2時～4時

聖籠町立図書館 会議室  
適性検査以外にも15歳～49歳で

就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。

下越地域若者サポートステーション

0254・28・8735  
電話受付時間 平日午前10時

午後5時まで(第2金曜日  
は休館日)

救うのは  
一番近くあなたの手  
定期救命講習会のご案内

心肺蘇生法(AED含む)

止血法など  
普通救命講習Ⅰ(基本コース)、普通救命講習Ⅱ(Ⅰ+テスト)、普通救命講習Ⅲ(小児)、上級、入門コース

4月～令和7年3月

※詳細は、新発田広域消防本部ホームページ  
<http://www.shibata-kouiki.jp/119/>を  
ご確認ください。

消防本部2階会議室(定員30名) 0254・22・3701、胎内消防署2階会議室(定員20名) 0254・43・3311、聖籠分署2階会議室(定員10名) 027・2500

【受付期間】開催日の10日前まで、定員になり次第締切

【申込方法】受講申請書によりお申し込みください。消防本部のホームページからも申請書をダウンロードできます。

【その他】受講料は無料です。入門コースは講習後の修了証が交付されません。

各会場または、新発田  
地域広域消防本部警防課  
0254・22・9073

## 源泉徴収義務者向け 説明会

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、令和6年6月から定額減税（源泉所得税関係）が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

### ◆新発田税務署 第二会議室

4月11日（木）、23日（火）、5月9日（木）、21日（火）の各日午前10時～11時、午後2時～3時の2回

【定員】各回30名（LINEによる事前予約制）  
詳しくは特設サイトをご覧ください。



特設サイトはこちら

### ◆新発田税務署 法人課税部門

☎0254・22・3170

## 確定申告に係る振替 納税の引落日について

令和5年分の確定申告を期限までに申告し、振替納税の手続きが済んでいる方は、令和5年分の確定申告の振替日は次のとおりです。振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

・所得税および復興特別所得税の確定申告分  
4月23日（火）

・個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告分  
4月30日（火）

※上記振替日に預貯金口座から引き落としができなかった場合は、納期限（所得税および復興特別所得税は3月15日（金）、消費税および地方消費税は4月1日（月））の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

### ◆新発田税務署

管理運営・徴収部門

☎0254・22・3171

## 下越福祉行政組合 職員募集

令和7年4月1日採用の職員

試験を次のとおり実施します。

【採用職種】福祉処遇職（支援員・指導員または介護員）

【採用予定人数】若干名

【応募受付期間】4月8日（月）～5月8日（水）、メールまたは郵送でお申し込みください。

・Eメール  
syomu@shibata-kouiki.jp

【受験資格】平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法の規定に基づく高等学校を卒業した者、かつ、次のいずれか

を満たす者  
①社会福祉主事任用資格、児童指導員任用資格、保育士資格または、これらと同等以上の資格を有する者（資格取得見込の者も含む）  
②社会福祉施設で2年以上の勤務経験を有する者  
【第一次試験】SPI3  
※5月13日（月）から5月27日（月）まで全国のテストセンターにて受験できます。  
【第二次試験】面接試験（6月下旬予定）  
その他、詳しくは新発田地域広域事務組合のホームページおよび試験案内をご覧ください。  
◆下越福祉行政組合事務局  
総務課（新発田市中央町5・4・7）  
☎0254・26・1501

## 科目等履修生募集の ご案内

敬和学園大学には、一般の皆さまにも気軽に大学に来ていただき、授業にご出席いただくという「科目等履修生制度」があります。

演習を除いた200以上の科目は高校卒業程度の方ならばどなたでも履修できます。

【募集期間】前期は4月12日（金）～26日（金）

【授業料】1単位1万円、開講科目はほとんどが半期2単位のため、概ね、4月から7月まで1科目2万円となります。

また、社会人の方が受講しやすいように、夜間（午後7時～8時30分）に開講している英語科目も1科目あります。

詳しくはお問い合わせください。

### ◆敬和学園大学 教務課

☎0254・26・2514

## 春の火災予防運動

『火を消して 不安を消して つなぐ未来』  
4月1日（月）から4月7日（日）までの7日間、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

●住宅防火対策の推進  
住宅防火のいのちを守る  
10のポイント  
4つの習慣

①寝たばこは、絶対にしない、させない。

②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

③こんろを使うときは火のそばを離れない。

④コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

6つの対策

①火災の発生を防ぐために、ストープやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。

②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的な点検し、10年を目安に交換する。

③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する。

④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### ●枯草・林野火災予防対策の推進

枯草火災などは例年、春先に多く発生しています。

空気の乾燥や風などの気象状況により、小さな火から容易に拡大し消火が困難となります。火入れやたき火を行う農作業時や行楽時の火の取り扱いには

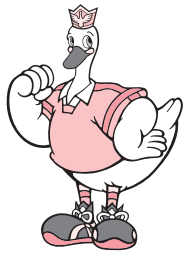
じゅうぶん注意してください。

### ◆新発田地域広域事務組合

消防本部予防課

☎0254・22・8096

または、お近くの消防署まで



## アルビレックス 新潟情報!!

### トップチーム

#### 2024シーズン「ご当地応援選手」決定!

アルビレックス新潟ではさらにホームタウン活動を推進するべく、「ご当地応援選手」「市町村デー」を実施させていただきます。ホームタウンである各市町村の魅力を広く発信するお手伝いをし、さらに各地域にお住まいの方々にクラブや選手を知ってもらい、アルビレックス新潟が皆さまの身近な存在となることを目指してまいります。

#### 〈目的〉

- ・アルビレックス新潟や選手が協力させていただき、ホームタウン30市町村の魅力を広く発信する
- ・地域に愛されるクラブ、チーム、選手を目指す

#### 〈実施内容〉

##### ■ご当地応援選手

- ・県内30市町村を7つのエリアに分け、担当するエリアの市町村を選手が応援
- ・各市町村が情報発信する際に、選手やマスコットを広報やPRに活用
- ・クラブおよび選手もSNSなどを通じて各市町村の情報発信に協力

### 信に協力

#### ■市町村デー

- ・リーグ戦の各試合を「市町村デー」として設定し、試合会場にてPR機会を設定
- ・対象市町村の住民の皆さまに試合観戦機会をご提供（観戦ご優待）

聖籠町は、新発田市、五泉市、阿賀野市、阿賀町と一緒に「新発田・阿賀エリア」として設定しています。昨年から引き続きGK小島亨介選手（No.1）、DF舞行龍ジェームズ選手（No.5）、FW長倉幹樹選手（No.27）に加え、今シーズンから新潟の一員となったMF長谷川元希選手（No.14）、DF森瑞太選手（No.24）が新たに加わりました。聖籠町の皆さん、よろしくお願います!

#### 2024シーズン

##### ホーム開幕!

3月9日（土）、対戦相手に名古屋グランパスを迎え、ホーム開幕戦がデンカビッグスワンスタジアムで開催されました。スターティングイレブンには、新発田・阿賀エリアのご当地応援選手である小島選手、舞行龍

選手が名を連ねました。降雪にも見舞われ、大変寒い中ではありましたが、2万2942人のファン・サポーターの皆さまにお越しいただいたこの試合。前半をスコアレス（0対0）で折り返し、69分には長倉選手、78分には長谷川元希選手が投入され、攻撃陣に変化を加えていった中で、88分に今シーズンのデンカビッグスワンスタジアムでのファーストゴールを長谷川元希選手が決め、1対0でホーム開幕戦で勝利を収めることができました。

聖籠町のアルビレッジで日々積み重ねてきたアルビレックス新潟のサッカーに、自信と希望を抱かせてくれる試合でした。皆さまのご期待やご支援にお応えできるよう、てっぺんを目指して、全力と最善を尽くしてまいります。

### レディース

#### 2023・24シーズン沖縄県・大阪キャンパス supporter by ナミックスを実施

2月7日から24日までの約3週間、沖縄・大阪でのキャンパスを実施しました。



2月11日（日・祝）には、今回のキャンプ地である沖縄県南城市の皆さまと沖縄のサッカーチーム琉球デイゴス様にご協力いただき、WEACTIION DAYとして「南城市×琉球デイゴスサッカー教室とストレッチ講座」を実施しました。WEリーグクラブがない沖縄県で、女子プロサッカー選手と関わることでスポーツやサッカーの楽しさを知ってもらおうことを目的として行いました。当日は南城市の約100名の方に参加していただきました。

## WEリーグ後半戦再開

3月3日(日)に2023・24シーズンWEリーグが再開し、サンフレッチェ広島レジーナとアウエイで対戦しました。カップ戦決勝で惜しくも敗れた相手との一戦で、選手たちもより一層気合が入ります。後半55分自陣でボールを奪った杉田亜未選手がドリブルで相手陣地までボールを運び、駆け上がってきた滝川結女選手がボールを受け取り、得意のミドルシュートを決めきり、先制点を奪います。71分杉田亜未選手が蹴ったコーナーキックが相手ゴールキーパーの手に当たり、そのまま追加点を獲得。その後75分に失点してしまいますが、最後まで2



点を守り切り、リーグ再開戦を勝利で飾りました。

次のホームゲームは、4月14日(日)に新潟市陸上競技場で大宮アルディージャVENVU Sと対戦します。キックオフは午後1時です。応援よろしくお願います。

また、聖籠町在学の小学生の皆さまを対象にドリウムパスを配布しています。試合会場では、おいしいグルメや楽しいイベントが盛りだくさんです。試合後には選手とハイタッチも実施予定です。皆さまのご来場をお待ちしています。

### 4月の試合予定

#### 〈2024明治安田J1リーグ〉

第7節 4月7日(日)

vs セレッソ大阪

午後2時キックオフ

第8節 4月13日(土)

vs 北海道コンサドーレ札幌

午後2時キックオフ

第10節 4月27日(土)

vs FC東京

午後2時キックオフ

※会場はすべてデンカビッグスワンスタジアム



# JAPANサッカーカレッジからのお知らせ

## 「春のスポーツ体験フェスタ2024を開催しました!」

3月20日(水・祝)にJAP ANサッカーカレッジにて春のスポーツ体験フェスタ2024を開催しました。12月からサッカービジネス科全員で準備し、他学科の協力もあり、当日を迎えることができました。当日は、

4月7日(日)に開幕する北信越フットボールリーグを戦うチームのお披露目会をはじめ、選手たちも参加したサッカー教室や、キックターゲット・トラ ンポリンなどを行い、多くの親子が体を動かし楽しんでくれて いました。教室で行われたe・ Football体験ブースでは、新たな視点からサッカー とふれあう体験を提供することが できました。これらのイベントを通して、春のスポーツ体験 フェスタ2024のコンセプトである「サッカーへの興味・関心を引き出すこと」ができました。ご来場いただいた方々あり

がとうございました。来年も開催予定です。来年のイベントならびに、北信越フットボールリーグへのご来場お待ちしております。



### 「ホームゲーム開催情報」

4月14日(日)

午後2時キックオフ

(正午開場)

□ JAPANサッカーカレッジ

JAPANサッカーカレッジ vs

SRKOMATSU

4月28日(日) : Wヘッダー

午前11時キックオフ

(午前9時開場)

□ 五十公野陸上競技場

CUPS 聖籠 vs Lion Power

er小松

JAPAN

サッカーカ

レッジ vs アル

テイスタ浅間





みんなと一緒に遊びましょう  
おいでよ！仲間になろうよ！

子育て支援センター

社会福祉法人真心福祉会  
子育て支援センター(そだちの家)  
☎27-1140

# すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、そだちの家にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、交流しながら楽しんでいます。また、利用者同士仲間になったり、保育士に育児相談も気軽にできます。皆さん、お友達と誘い合っておいでください。



## 「さくらんぼ」の主な予定

- ★大きくなったかなあ～身長・体重測定  
\*月1回火曜日…身長計、体重計を用意しますので、大きくなったか測ってみましょう。
- ★赤ちゃんびより…月1回水曜日(5月～)  
\*1歳未満のお子さんとお家の方々でふれあい遊びや手作りおもちゃを作って、楽しい時間を過ごしましょう。
- ★離乳食試食会…月1回(ハーモニーこども園で行っています)  
\*初期・中期・後期・完了食で実施しています。大きさや味をみながら試食してください。
- ★季節の行事や製作遊び  
\*毎月、親子で楽しむイベントを計画しています。七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り会など。
- ★誕生会…2か月に1回  
\*生まれてきてくれてありがとう！皆さんでお誕生日をお祝いしましょう。
- ★子育て相談…保育士が相談に応じます。  
\*栄養士・看護師が相談に応じる行事も予定しています。
- ★その他…ブックスタートなども予定しています。  
\*行事につきましては、事前予約とさせていただきます。



## こんなことがあるよ！

\*\*\*お友達も誘っておいでください\*\*\*

- 4月1日(月) すくすくオープン
- 8日(月) はじめましての会
- 16日(火) 測ってみよう！
- 19日(金) 作って遊ぼう「こいのぼり」
- \*はじめましての会はスタッフ一同、「よろしくね」の心を込めてお待ちしております。
- みんなで楽しみましょう！
- \*行事がない日もたくさん遊びましょう！



## 「さくらんぼ」利用にあたって！

- \*\*\*\*\*
- ★お子さんの遊び相手をしながら、親子の絆をしっかりと深めることができます。
- ★親子で仲間作りが楽しめるリフレッシュできます。
- ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育まれます。
- ★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます。
- ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)



## \*\*\*\*\* 毎月のおたより発行について \*\*\*\*\*

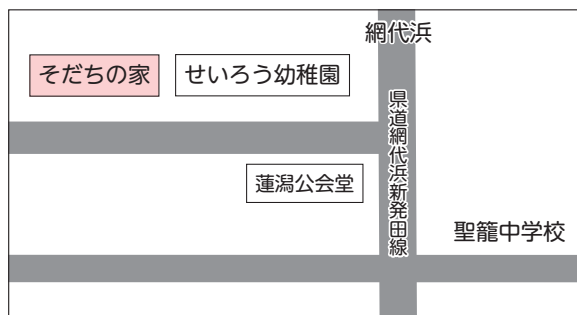
- ★毎月の詳細(予定)については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
- ★おたよりはせいろう幼稚園・町保健福祉センター・亀塚児童館・各こども園・図書館などにおいてあります。また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧ください。

○月曜日～金曜日(無料です)  
★午前9時30分～午後0時30分  
★午後1時30分～4時  
★お休みは…祝祭日・年末年始  
○開放日…土曜日、日曜日



## \*\*\*\*\* 感染症対策について \*\*\*\*\*

- ☆安心して遊べるように、室内、玩具には、毎日消毒を行っています。
- ☆感染症が流行した場合、感染予防の為、予定している行事につきましては中止、延期になる場合があります。
- ☆感染予防の為、ご理解とご協力をお願いします。



# 町の宝で～す

2月の乳児健診から



森田 湊結ちゃん



下條 蘭ちゃん



新井 晴稀ちゃん



伊藤 愛十ちゃん



渡辺 仁菜ちゃん



戸松 りらちゃん



菊池 洵ちゃん



海津 咲凧ちゃん



中村 翠琉ちゃん



山田 結翔ちゃん



伊藤 瑠那ちゃん



山本 朔凧斗ちゃん

## 元気に育ってね!

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。



芝田 真矢ちゃん

ミラクル

# 食は味楽来

## 「からだよるこが食事」の すすめ5か条

1. カンタンな内容でも1日3食を習慣化する。
2. 主食・主菜・副菜が揃っていることを意識する。
3. 時間がないときの「副菜」はお惣菜などを上手に使う。
4. 食事以外に1日1回は果物を食べよう。
5. ゆっくりよく噛み、満腹になるまで食べない。

忙しくて、なかなか手間をかけられなくても、食卓に並ぶ一皿、一皿があなたの明日の体をつくっていく。

いつもの食卓にもう一皿足して、からだがよるこが食事にしよう。

こちらのマークが目印です

バランスや塩分などに配慮したお惣菜が県内スーパーマーケットで「からだがよるこがデリ」として、販売されています。



### 〈主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事〉

#### 主 菜

主にたんぱく質の供給源

肉、魚、卵、大豆製品などを使用した料理



#### 副 菜

主にビタミンやミネラル、食物繊維の供給源  
野菜、きのこ、芋、海藻などを使用した料理



#### 主 食

主に炭水化物の供給源  
ごはん、パン、穀類などの料理



詳細は

健康にいがた21

検索



お問い合わせ 保健福祉課 (町保健福祉センター内)  
管理栄養士 ☎ 27-6511

令和6年度

# 「あそび教室」参加者募集♪

心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もいない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として昭和53年(1978年)から始まった「あそび教室」です。

子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。

**【期 間】** 5月下旬～翌年3月中旬まで(予定)

原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分

※参加者には詳しい日程をお知らせします。

**【会 場】** 町保健福祉センター 大集会室

**【内 容】** 親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他

**【募集対象】** 令和3年4月2日～令和4年9月30日の間に生まれた子どもとその保育者 **20組**

※原則として1年間継続参加できる親子

**【受 付】** 4月15日(月)以降、随時、電話や窓口にてお申し込みください。

定員になり次第、締め切ります。



親子遊びの様子です♪  
お外へも遊びに行きます!



日々多忙で子どもとゆったり関わる  
時間はないけど、週に1回、この日は  
じっくり我が子と向き合う時間で親の  
方が夢中になって遊んでいます!



お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 保健師 ☎27-6511

## 広報せいろうを 無料アプリで読みませんか?

スマートフォンアプリ「マチイロ」(運営:株式会社マチイロ/福岡市)で、広報せいろうが手軽に閲覧できるようにしました。



iOS



Android



スマホやタブレットで、二次元コードを読み取り、「マチイロ」をインストール

お問い合わせ 役場総務課 広報広聴係(内線223)



奨励賞  
とく<sup>の</sup>すけ  
遠藤 徳之丞さん  
せいろう幼稚園5歳児

お 詫 び

広報せいろう3月一般号24ページの「第19回新潟教育アート展入賞作品」の記事中、ふりがなに誤りがありました。

訂正してお詫び申し上げますとともに、改めて掲載いたします。

